

(一社) 全国信用保証協会連合会の経営安定関連保証等特別基金 (東日本大震災復興緊急保証分) の保有規模 (処置要求)

経済産業省

203億6589万円(指摘金額)

経安基金 (震災緊急保証分) 等の概要

- ✓ 中小企業庁は、一般社団法人全国信用保証協会連合会(連合会)に対して経営安定関連保証等対策費補助金(経安補助金)を交付し、連合会は、それを基に経営安定関連保証等特別基金(経安基金)を造成
- ✓ 中小企業庁は、平成23年5月に全国一律の東日本大震災復興緊急保証制度を創設し、経安補助金697億円を交付
- ✓ 連合会は、上記経安補助金を、信用保証協会(協会)(注)に対して震災緊急保証に係る損失補償金として出えんするための基金(経安基金(震災緊急保証分))の造成に充てて、管理
(注) 中小企業者等が金融機関から受ける融資について、その債務の保証(信用保証)を行う機関
- ✓ 中小企業庁は、25年度以降、被災地の復旧・復興等の重点化等のため、震災緊急保証の対象を段階的に限定
- ✓ 令和2年2月に、経安基金(震災緊急保証分)の残高が必要額以上の水準にあるとして、経済産業省から連合会に保有規模の見直しを指示⇒連合会は使用見込みのない300億円を国庫納付(元年度国庫納付)

検査の 結果

- ✓ 中小企業庁及び連合会において震災緊急保証の実施状況等を、9協会において震災緊急保証に対する需要等を検査
- ✓ 経安基金(震災緊急保証分)の令和6年度末の残高は319億円、取崩額は2～6年度では計14億円
- ✓ 東日本大震災から14年が経過している中で、震災緊急保証の対象が段階的に限定⇒震災緊急保証に係る保証承諾が大きく減少(平成23年度79,404件1兆8157億円 ▶ 令和6年度2,135件591億円(平成23年度の件数の2.6%及び金額の3.2%))
- ✓ 経済産業省は、元年度国庫納付以降、連合会に対して、経安基金(震災緊急保証分)について保有規模の見直し指示を行わず⇒経安基金(震災緊急保証分)に留保しておく必要がある資金についての点検・検証が行われていない状況
- ✓ 経安基金(震災緊急保証分)に係る今後必要となる損失補償見込額を本院が試算
⇒ 7年度以降の損失補償見込額は、115億4106万円となり、6年度末の基金残高319億0695万円との差額203億6589万円については、今後の使用見込みが極めて低く資金が有効に活用されていないと認められる

要求する 処置

- ✓ 連合会に対して、使用見込みを十分に精査して、経安基金(震災緊急保証分)が適切な保有規模となるよう見直しを指示し、必要額を超えて保有していると認められる額については、速やかに国庫に納付させること
- ✓ 経安基金(震災緊急保証分)の保有規模について、連合会に対して適時適切に見直しを行わせるとともに、その結果を踏まえて点検・検証等を適切に行うこととすること

**(一社) 全国信用保証協会連合会の経営安定関連保証等特別基金
(東日本大震災復興緊急保証分)の保有規模(処置要求)**

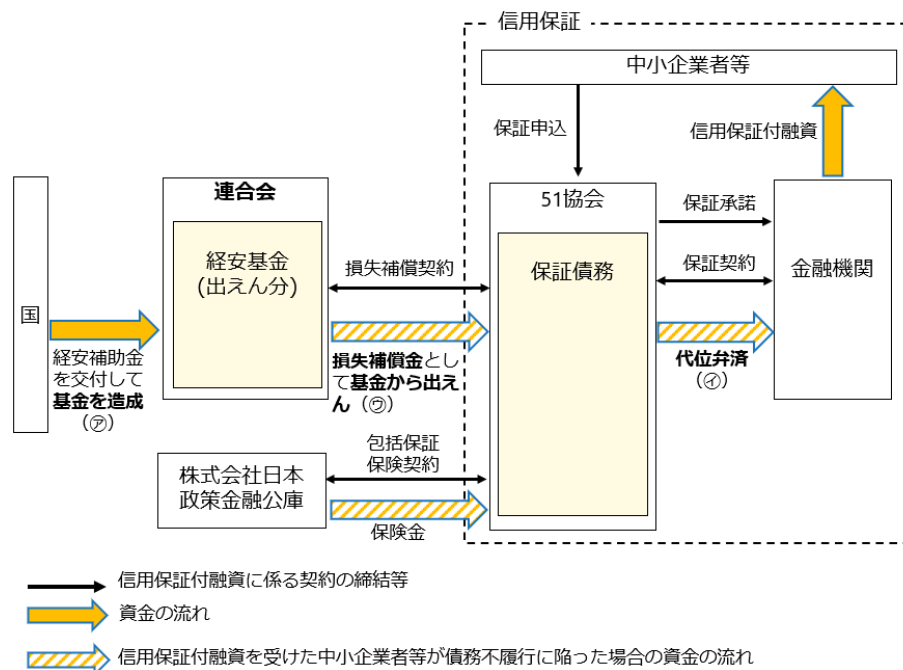
203億6589万円(指摘金額)

経安基金（震災緊急保証分）の概要

⑨ **中小企業庁（国）**は、（一社）全国信用保証協会連合会（連合会）に対して平成23年度に697億円の経営安定関連保証等対策費補助金（**経安補助金**）を交付し、連合会は、それを基に経安基金（出えん分）のうち経安基金（震災緊急保証分）を造成

①**信用保証協会**（協会）は、東日本大震災による損害の証明を受けた中小企業者等が金融機関から受ける融資について、震災緊急保証を実施し、中小企業者等が債務不履行に陥った場合、**代位弁済**を行う

⑤**連合会**は、協会が金融機関に支払った代位弁済額の6%を上限として、**経安基金（震災緊急保証分）から損失補償金を出えん**



震災緊急保証の対象の変遷・基金の保有規模の見直し

- ・ 中小企業庁は、平成23年5月に全国一律の東日本大震災復興緊急保証制度を創設
- ・ 25年度及び令和3年度に、震災緊急保証を被災地の復旧・復興等に重点化して実施するため、また、地域ごとの復興状況等を踏まえ、**対象を段階的に限定**
- ・ 連合会は、2年2月に経済産業省から経安基金（震災緊急保証分）の保有規模の見直し指示を受け、**使用する見込みのない300億円を国庫納付（元年度国庫納付）**

対象者	期間		
	震災発生～平成25年3月	25年4月～令和3年3月	3年4月～(8年3月)
特定被災区域のうち、 岩手、宮城 及び 福島 の3県下の市町村に事業所を有する中小企業者等 (被災3協会)	対象	対象	対象
特定被災区域のうち、 青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟 及び 長野 の7県下の市町村に事業所を有する中小企業者等 (被災7協会)	対象	対象	既往の震災緊急保証に係る資金の借換えなどが 対象
特定被災区域外の市区町村のみに事業所を有する中小企業者等 (その他41協会)	対象	対象外	対象外

(一社) 全国信用保証協会連合会の経営安定関連保証等特別基金 (東日本大震災復興緊急保証分) の保有規模 (処置要求)

経済産業省

203億6589万円(指摘金額)

検査の結果

中小企業庁及び連合会において震災緊急保証の実施状況等について、9協会において震災緊急保証に対する需要等について検査したところ・・・

<経安基金（震災緊急保証分）の残高等の状況>

- ・令和6年度末の残高： **319億0695万円**
- ・損失補償金の出えんなどによる取崩額： **14億円**（2～6年度計）

<震災緊急保証の実施状況>

- ・震災緊急保証に係る保証承諾の推移：
79,404件1兆8157億円（平成23年度）⇒ **2,135件591億円**（令和6年度）
（平成23年度の件数の**2.6%**、金額の**3.2%**）
- ・令和3年度以降、被災3協会が占める保証承諾額の割合が**99%以上**
一方、被災7協会及びその他41協会はほとんど保証承諾なし

経安基金（震災緊急保証分）の取崩額の推移

(単位：億円)

年度	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
取崩額	-	1	9	13	11	9	6	6	5

年度	2	3	4	5	6	平成23年度から令和6年度までの計	うち2年度から6年度までの計
取崩額	4	3	1	1	2	77	14

被災7協会及びその他41協会に係る損失補償見込額として、引き続き経安基金（震災緊急保証分）に留保しておく必要がある資金は**極めて少額**にもかかわらず、引き続き経安基金（震災緊急保証分）に留保しておく必要がある資金について**点検・検証が行われていない状況**

- ・そこで、本院が元年度国庫納付の際の算定方法を参考にして、今後必要となる損失補償見込額を試算したところ・・・

有効に活用されていない額
203億6589万円

令和6年度末経安基金（震災緊急保証分）残高
319億0695万円

損失補償見込額（注1）
115億4106万円

(注1) (保証債務残高 + 今後の保証承諾見込額 (注2)) × 想定事故率 × 想定非回収率 × 損失補償割合により、令和7年度以降の額を試算

(注2) 協会ごとの保証承諾の状況に応じて、被災7協会及びその他41協会については令和2年度から6年度までの保証承諾額、被災3協会については平成23年度から令和6年度までの保証承諾額を基にして、一年度当たりの平均保証承諾額を算定した上で、今後の保証承諾見込額を算定

要求する処置

- ・連合会に対して、使用見込みを十分に精査して、経安基金（震災緊急保証分）が**適切な保有規模となるよう見直し**を指示し、**必要額を超えて保有していると認められる額**については、**速やかに国庫に納付**させること
- ・経安基金（震災緊急保証分）の**保有規模**について、連合会に対して**適時適切に見直しを行わせる**とともに、その結果を踏まえて**点検・検証等を適切に行う**こととすること